



対談 税金余談

財務省も注目したハツ尾教授率いる 税金バンド行状記

話し手／大阪学院大学教授・ハツ尾順一
聞き手／元中央大学教授・矢内一好



矢内 2023年12月22日の財務省の「税制メールマガジン」第169号で、主税局総務課の企画官である境吉隆さんが、ハツ尾教授の税金に関する歌をよく聴いていると述べています。いずれも名曲という評価です。

ハツ尾 矢内先生、有難うございます。今、ご紹介があったように、昨年の12月22日、財務省・主税局の企画官から、税制メールマガジンで、私の「税金ソング」を褒めていただき、これを「財務省からのクリスマスプレゼント」であると、近畿CPAニュースで紹介しました。その時の感想を「2023年のクリスマスの時期に、絶大なる国家権力の中核である財務省の主税局からこのような『暖かいメッセージ』をプレゼントしていただけるとは青天の霹靂である」と述べています。

「税金ソング」は、2014年から毎年2曲、CDをリリースし、2023年に20曲ができ上がりました。できるだけ税目を広くカバーすることを心がけましたので、主要な税目はこの20曲の中にほぼ入っています。1曲で約5分を要しますから、20曲を聴こうとすれば、100分の時間が必要となります。現在「聴く

だけで税金の偏差値がアップする曲」をコンセプトに広報活動を行っています。

矢内 ハツ尾先生の場合は、税金の知識の普及することを目的としているようですが、財務省や国税局に頼まれてもいないのに、税金の広報のような役割をしたということですね。結果として、意図しない効果が生じたということですか。

ハツ尾 そうですねえ…以前、述べたように、元々、ビートルズの「TAXMAN」のような税金の歌が日本にはないということが、私の歌作りの動機でした。ビートルズの歌は、国際税務の専門家である矢内先生には釈迦に説法ですが、英国の1964-1970年の労働党ウイルソン政権において、所得税の最高税率が95%で、高額所得者であったビートルズ（ジョージ・ハリスン）は、痛烈に政府を批判して歌詞を書いたのです。したがって、ビートルズの「TAXMAN」は、世相を皮肉るタイプのものでしょう。これに対して、私の「愛しきタックスマン」は、税務職員に対して愛情を注いだ歌です。この曲のサビの部分の歌詞は、次の通りです。

「あなたは TAXMAN 愛しき TAXMAN、世間からは 嫌われているけど、私は私は大好き、あなたは TAXMAN、愛しき TAXMAN、みんなのために、未来のために励んでいるのよ」

税務署に迎合していると言われるかもしれませんが、特に誰に頼まれることもなく、自然にできた詩なのです。

矢内 先生は、2023年10月に、『音楽でわかる税金百科―歌集―』を出版されています。2014年から作ってきた全20曲の歌詞と楽譜が収録されている立派な本です。私も頂戴しましたが、反応はいかがでしたか。

ハツ尾 はい。「音楽でわかる税金百科」の表紙は、20曲のCDの表紙を集めたカラフルなものになっていて、評判は非常に良かったです。その曲ごとに合った私のイラストが描かれており、それだけでも楽しくなるとの感想を聞きました。この本の楽譜については、作曲を担当した古屋創太郎氏（ギター）に監修をお願いしています。また、学部のゼミの学生達にもこの本を配布して、「税金ソング」の歌詞を学び、またカラオケで歌うように指導しています。その意味では、租税教育に相応しいテキストだと考えています。

なお、歌集を出版した理由は、ちょうど「税金ソング」を世に出してから、10年という区切りの良い時期だったし、朝日新聞（2023.9.9夕刊）などにも一面で紹介され、タイミングとしてはとても良かったと思っています。

矢内 ハツ尾先生の「税金ソング」の中に

は、「年金ブルース」「税理士哀歌」のように、夜の巷で聞くと「しみじみ」するような演歌調の歌もありますが、これは作詞したときの先生の心情の反映でしょうか。

ハツ尾 そうですね。「年金ブルース」は、高齢社会を念頭に歌詞を作りました。沖縄で日本税法学会（第108回大会）が開催され、そこで、私が「高齢化社会と税のあり方」というテーマで発表した直後、この曲（CD）を会場で流しました。女性の司会者から「悲しい歌ですね」とコメントされ、翌日、エレベーターである会員と会ったときに、私の発表のコメントではなく、「昨日の歌は良かったね」と言われたことがあります。ところで、日本の年金制度（賦課方式）は、英国のリンダ・グラットン（心理学者）とアンドリュー・スコット（経済学者）が執筆した「LIFE SHIFT」にも書かれているように、将来、破綻すると予測されています。年金受給者が増加し、それを負担する若年層が減少することを考えれば、当然の帰結であると誰でも思うでしょう。皆さんには、この歌を聴きながら、自分の100年の人生設計を暫し考えていただきたいと思います。また、「税理士哀歌」は、歌詞が余りにも暗すぎて、税理士からは「未来がない」などと、評判は芳しくありません。

ところで、サラリーマンの哀歌である「交際費のうた」は、私のお気に入りの歌で、「第5回MUSIC FESTIVAL」（日本公認会計士協会・関西地区）でもギターを弾きながら歌いました。この歌詞には、税法特有の交際費

の考え方が示されています。例えば、4コースでは、次のようになっています。

「いつの間にか、最終電車、得意先にはタクシーチケット、俺は慌てて駅まで走り、見えない電車の影を追う、ホームのベンチで缶ビール、あ～あ～接待交際費」

この場合、得意先に渡したタクシーチケットは、「交通費」ではなく、「接待交際費」に該当しますと、授業では説明しています。

矢内 他方、「税金マンボ」という曲では、題材は脱税の話で、決して明るい話ではないのですが、明るい感じの曲で、最後にオチになる部分があり、面白いストーリーという感じでした。

ハツ尾 そうですか。この曲は、テンポが良く、聴き終わった人から、「マンボ・マンボ・マンボ・税金マンボ」という声が、頭の中で、鳴り響くようだと言われました。当初「脱税のうた」という題にしようと考えましたが、余りにも挑発的・刺激的なので止めました。また、この歌詞は、脱税のストーリーで、矢内先生が仰るように、最後に、再び、「マンボ・マンボ・マンボ・税金マンボ」と

大きく叫んでいることから、本人が本当に脱税を後悔しているのか否か、わからない状態で終わります。

「税金マンボ」は、美空ひばりの「お祭りマンボ」に匹敵する歌ではないかと自画自

賛しています（笑）。

矢内 「ふるさとに寄付をしよう」という歌詞は、昔の流行歌である「ふるさとのほしをしよう」という曲を思わせるものですが、牧歌調の歌詞に反して、その内容は「ふるさと納税」という結構リアルなもので、その対比が面白いと感じました。

ハツ尾 北原謙二の歌です。1996年に発売された曲ですが、我々の世代では、よく知られている歌ですね。ところで、「ふるさとに寄付をしよう」は、制度上、いくつかの問題が考えられます。すなわち、地方税とは、一般的に、自治体から受ける行政サービスの対価として支払われるものであると、説明されています。そうすると、ふるさと納税は、行政サービスを受けている納税者が、その自治体に税を支払わず、行政サービスを受けていない自治体に税を納付することになります。すなわち、「応益課税の原則」に反するということです。さらに、税の本質である「非対価性」を考えた場合、返礼品は、寄付金の対価となっています。その意味でふるさと納税は、対価性を有し、税の本質と異なるものといえます。しかし、この歌は、そんなことお構いなく、「ふるさとに寄付をしよう」と高音の甘い声で歌っています。なお、昨年、卒業したゼミ女子学生からは、「この歌は素敵な曲ですね」とお褒めの言葉を頂きました。

地方税の歌として、もう一つ「宿泊税ストーリー」があります。この曲は、2019年に創りましたが、その時まで導入された



聞き手／矢内一好氏

「東京」「京都」「大阪」そして「金沢」を舞台に歌っています。宿泊税は、「法定外目的税」で、法定外税とは、地方税法に掲げられた税目以外のものをいい、目的税とは、税の用途を特定する税です。1999年の「地方分権一括法」によって、目的税も法定外税で認められるようになりました。法定外税の課税については、総務大臣との事前協議で「同意」が必要となります。また、総務大臣の処分に対して、不服がある場合、「国地方係争処理委員会」（地方自治法250条の7）に審査申出をすることができ、さらに、高等裁判所に提起できることになっています。授業中、この歌を聴かせながら、眠そうな顔をしている学生に、以上の説明をしています。ところで、この曲を聴いて、「これは別れの歌ですね」と、某税法学者から言われたことを付け加えておきます。

矢内 最後に少し専門的な話ですが、所得税の人的控除は、改正が積み重なった感じで、配偶者控除を含めてもっと簡素化できないかと確定申告の時期が来る度に思います。

ハツ尾 そうですね。税制はもっと簡素化して、誰でも自分で申告できるようにしなければいけないという意見はよく聞きます。多くのサラリーマンは、雇用者が行う年末調整で年間の税額を確定させ、税の意識が低いと云われています。この点について、朝日新聞（朝刊・27面・2024.2.26）の「裏金事件」の記事で、「納めた税金が正しく使われているか、納税者として関心を持ち、投票行動に結び付けることが大切だ。税金への無関心は

政治への無関心につながりかねない」とのコメントをしました。よって、税制を簡素化して、多くの納税者に自ら確定申告をしてもらい、税の意識を高めることも必要かと思っています。



話し手／ハツ尾順一氏

ところで、昨年、リリースした「源泉徴収恨み節」は、4つの判例をそれぞれのコーラスに当てはめて、作詞をしたのですが、ある人からは、かなりマニアックな曲だと言われました。税理士を念頭に作ったので、それほど、わからないこともないと思ったのですが、もう少し、大衆受けをするような歌詞にした方が良かったかもしれません。ただ、大学院生からは、源泉徴収制度の主要な論点が入っていて、面白かったとも言われています。今年は、税のテーマとしては、インボイス（適格請求書）が時宜にかなっていると思うのですが、どのように作詞をすれば良いのか、悩ましいところがあります。ビートルズの「TAXMAN」のように世相を皮肉るものか、はたまた、国税庁と一緒に、インボイス推進の旗を振るのか、迷うところがあります。ともあれ、試行錯誤をしながら、考えていきたいと思っています。